

富山労働局発表
令和6年12月20日

報道機関各位

【照会先】

富山労働局 職業安定部 職業対策課
課長 古川 修
課長補佐 山崎 一晶
地方障害者雇用担当 西田 亜紀子
(電話) 076-432-2793

令和6年6月1日現在の障害者雇用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%）以上の障害者の雇用に義務としています。

富山労働局では、同法に基づき、富山県内の民間企業や公的機関などに対し、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求め、これを集計しましたので、その結果を公表します。

◎ 集計結果の主なポイント

【民間企業】（法定雇用率2.5%）

- 雇用障害者数は4,940.5人と過去最高を更新。前年より188.5人増加。
- 実雇用率は2.36%と過去最高を更新。前年比0.04ポイント上昇。
- 法定雇用率達成企業の割合は49.4%。前年比6.2ポイント低下。

【公的機関】（法定雇用率2.8%、県教育委員会は2.7%）

- 雇用障害者数は県及び市町村で増加、実雇用率は市町村で増加。

県	雇用障害者数	140.0人(139.5人)	実雇用率	2.68%(2.70%)
市町村	雇用障害者数	325.5人(312.0人)	実雇用率	2.58%(2.51%)
県教育委員会	雇用障害者数	158.0人(175.0人)	実雇用率	2.33%(2.55%)

【地方独立行政法人】（法定雇用率2.8%）

- 雇用障害者数及び実雇用率は対前年で横ばい、又は上回る。

雇用障害者数 5.0人(5.0人)、実雇用率 2.42%(2.40%)

()は令和5年6月1日現在の値

◎ 富山労働局の今後の取組

雇用障害者数や実雇用率は、過去最高を更新したものの、法定雇用率未達成企業は5割を超える状況にあり、このうち障害者を雇用していない、いわゆる「雇用ゼロ企業」が、未達成企業の半数以上を占めている状況にあります。

このため、富山労働局では、雇用ノウハウが不足している「雇用ゼロ企業」に対する指導を重点的に実施し、障害者の職域開発や職域拡大などの支援により、引き続き雇用率未達成企業の解消に努めることとしています。

また、公的機関は、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の公的機関に対しても、引き続き法定雇用率達成に向けて指導・支援していくこととしています。

一般の民間企業における雇用状況

◇ 雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 2.5%の法定雇用率が適用される、一般の民間企業(常用労働者数が40.0人以上規模の企業)において雇用されている障害者の数は4,940.5人で、前年より188.5人(4.0%)増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は3,008.0人(対前年比1.0%増)、知的障害者は1019.0人(同5.2%増)、精神障害者は913.5人(同13.6%増)と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、2.36%(前年2.32%)で、前年より0.04ポイント上回った。法定雇用率達成企業の割合は49.4%(同55.6%)で、前年より6.2ポイント下回った。

※ 障害者数において1人未満の端数があるのは、重度以外の身体障害者である短時間労働者、重度以外の知的障害者である短時間労働者、精神障害者である短時間労働者、重度身体障害者である特定短時間労働者、重度知的障害者である特定短時間労働者、精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントするためである。ただし精神障害者である短時間労働者については、令和5年度より当分の間1人を1人としてカウントする。

[第1表(1)(2)参照]

◇ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別の雇用されている障害者の数は、40.0~43.5人未満で96.0人、43.5~100人未満で926.0人(前年934.0人)、100~300人未満で1,207.0人(同1,165.0人)、300~500人未満で460.0人(同475.0人)、500~1,000人未満で610.5人(同607.0人)、1,000人以上で1,641.0人(同1,571.0人)となった。
- ・ 企業規模別の実雇用率は、40.0~43.5人未満で3.56%、43.5~100人未満で2.38%(前年2.50%)、100~300人未満で2.11%(同2.04%)、300~500人未満で2.11%(同2.09%)、500~1,000人未満で2.45%(同2.42%)、1,000人以上で2.57%(同2.52%)となった。
なお、民間企業全体の実雇用率2.36%と比較すると、40.0~43.5人未満、43.5~100人未満、500~1,000人未満及び1,000人以上の企業については全体平均を上回った。また、1,000人以上の企業については法定雇用率を上回った。
- ・ 企業規模別の法定雇用率達成企業の割合は、40.0~43.5人未満で33.8%、43.5~100人未満で51.8%(前年54.6%)、100~300人未満で50.5%(同59.3%)、300~500人未満で38.3%(同44.4%)、500~1,000人未満で43.6%(同53.8%)、1,000人以上で47.6%(同55.0%)と、従来から報告対象であったすべての企業規模で前年を下回った。

[第2表参照]

◇ 産業別の状況

- ・ 産業別の雇用されている障害者の数は、「製造業」、「運輸・郵便業」、「卸・小売業」、「金融・保険業」、「宿泊・飲食サービス業」、「生活関連サービス・娯楽業」、「医療・福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」で前年より増加した。
- ・ 産業別の実雇用率は、「宿泊・飲食サービス業」(3.13%)、「生活関連サービス・娯楽業」(2.52%)、「医療・福祉」(3.69%)、「サービス業」(2.57%)の4業種は法定雇用率を上回った。

[第4表参照]

◇ 法定雇用率未達成企業の状況

報告対象企業 1,165 社のうち、未達成企業 590 社について、法定雇用率を達成するのに必要な障害者数で見ると

0.5人と1人不足企業	390社	(未達成企業に占める割合 66.1%)
1.5人と2人不足企業	124社	
2.5人と3人不足企業	41社	
3.5人と4人不足企業	17社	
4.5人と5人不足企業	9社	
5.5人と6人不足企業	6社	
6.5人以上不足企業	3社	となっている。

また、障害者雇用を義務付けられた企業のうち、雇用する障害者が0人である企業数は315社で、未達成企業に占める割合は53.4%となっている。

〔第3表参照〕

公的機関における在職状況

◇ 富山県の機関（法定雇用率 2.8%）

富山県の機関（知事部局、企業局、警察本部）に在職している障害者の数は140.0人で、実雇用率は2.68%と、前年に比べ0.02ポイント下回った。

◇ 市町村の機関（法定雇用率 2.8%）

在職している障害者の数は325.5人で、前年より13.5人増加しており、実雇用率は2.58%と、前年に比べ0.07ポイント上回った。

◇ 富山県教育委員会（法定雇用率 2.7%）

富山県教育委員会に在職している障害者の数は158.0人で、前年より17.0人減少しており、実雇用率は2.33%と、前年に比べ0.22ポイント下回った。

〔第5表参照〕

地方独立行政法人における雇用状況

◇ 独立行政法人等（法定雇用率 2.8%）の機関（1機関）に雇用されている障害者の数は5.0人で、実雇用率は2.42%と、前年に比べ0.02ポイント上回った。

〔第5表参照〕

第1表

(1) 一般の民間企業における障害者雇用状況

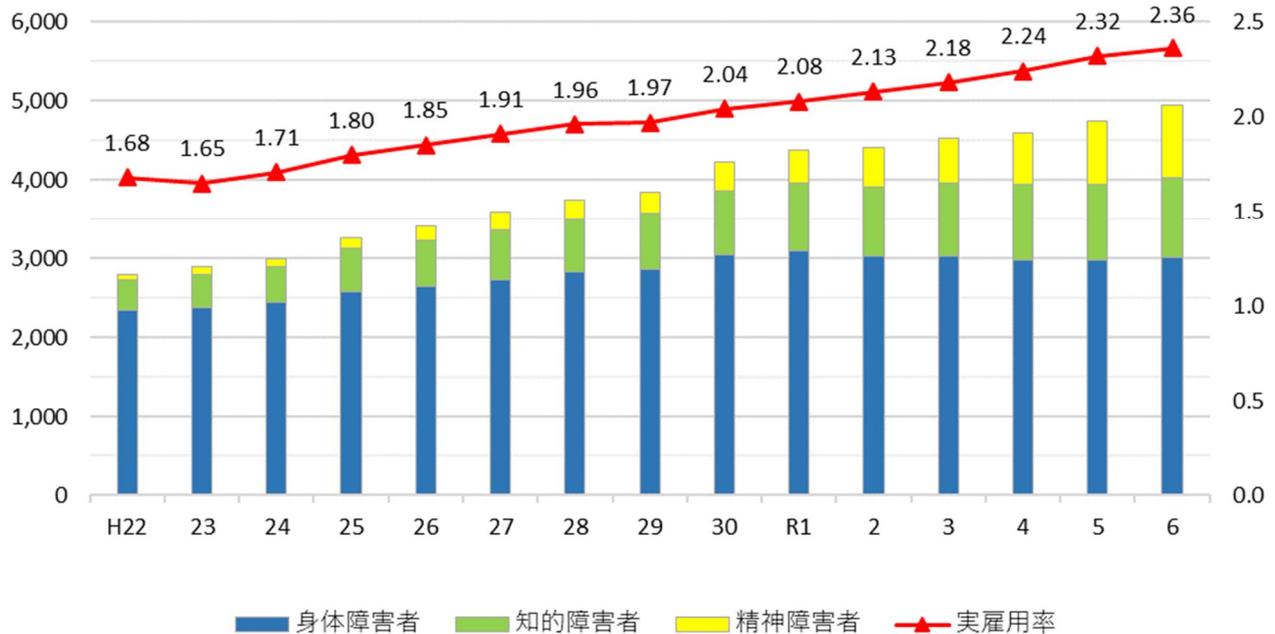
(令和6年6月1日現在)

	企業数			① 常用 労働者数	② 短時間 労働者数	③ 算定基礎 労働者数	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害者の数	実雇用率 N÷③×100	法定雇用率 達成企業の割合
	達成	未達成										
令和6年	1,165	575	590	213,318	12,437	209,224.5	3,008.0	1,019.0	913.5	4,940.5	2.36	49.4
令和5年	(1,075)	(598)	(477)	(208,400)	(12,617)	(204,711.0)	(2,979.5)	(968.5)	(804.0)	(4,752.0)	(2.32)	(55.6)
令和6年 全国											【2.41】	【46.0】

- (注) 1. 算定基礎労働者数とは、常用労働者数と短時間労働者数（短時間労働者については1人を0.5人に相当）を合計した数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者である。
 2. () 内は、令和5年6月1日現在の数値である。
 3. 【 】 内は、令和6年6月1日現在の全国の数値である。

(2) 障害者雇用の推移（平成22年～令和6年）

年	身体障害者	知的障害者	精神障害者	計	実雇用率	達成企業の割合
平成22	2,352.0	375.0	66.0	2,793.0	1.68	58.9
23	2,377.5	427.0	87.0	2,891.5	1.65	54.7
24	2,440.5	463.0	97.0	3,000.5	1.71	57.3
25	2,585.5	543.0	138.5	3,267.0	1.80	54.3
26	2,646.0	590.0	181.0	3,417.0	1.85	54.7
27	2,734.0	627.5	233.0	3,594.5	1.91	56.2
28	2,835.5	661.5	254.0	3,751.0	1.96	57.5
29	2,863.0	719.0	259.5	3,841.5	1.97	58.5
30	3,048.5	811.0	375.5	4,235.0	2.04	54.9
令和1	3,096.5	859.5	425.0	4,381.0	2.08	56.1
2	3,026.5	890.5	492.0	4,409.0	2.13	56.9
3	3,028.5	931.0	572.0	4,531.5	2.18	54.1
4	2,987.0	957.5	654.5	4,599.0	2.24	55.9
5	2,979.5	968.5	804.0	4,752.0	2.32	55.6
6	3,008.0	1,019.0	913.5	4,940.5	2.36	49.4



第2表

一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

(令和6年6月1日現在)

	企業数			① 常 用 労働者数	② 短時間 労働者数	③ 算定基礎 労働者数	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害者の数	実雇用率 N ÷ ③ × 100	法定雇用 率達成企 業の割合
	達 成	未達成										
計	1,165	575	590	213,318	12,437	209,224.5	3,008.0	1,019.0	913.5	4,940.5	2.36	49.4
	(1,075)	(598)	(477)	(208,400)	(12,617)	(204,711.0)	(2,979.5)	(968.5)	(804.0)	(4,752.0)	(2.32)	(55.6)
40.0～ 43.5人未満	65	22	43	2,512	367	2,693.5	34.0	13.0	49.0	96.0	3.56	33.8
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43.5～ 100人未満	606	314	292	38,836	4,187	38,941.5	448.0	215.0	263.0	926.0	2.38	51.8
	(577)	(315)	(262)	(36,848)	(4,430)	(37,395.5)	(430.5)	(238.5)	(265.0)	(934.0)	(2.50)	(54.6)
100～ 300人未満	374	189	185	58,918	4,158	57,074.0	706.5	286.5	214.0	1,207.0	2.11	50.5
	(376)	(223)	(153)	(59,060)	(3,972)	(57,043.0)	(718.0)	(253.0)	(194.0)	(1,165.0)	(2.04)	(59.3)
300～ 500人未満	60	23	37	22,612	908	21,838.0	289.5	99.5	71.0	460.0	2.11	38.3
	(63)	(28)	(35)	(23,250)	(967)	(22,757.5)	(296.5)	(110.5)	(68.0)	(475.0)	(2.09)	(44.4)
500～ 1000人未満	39	17	22	25,922	1,112	24,912.0	397.0	121.0	92.5	610.5	2.45	43.6
	(39)	(21)	(18)	(26,360)	(945)	(25,088.5)	(422.0)	(112.0)	(73.0)	(607.0)	(2.42)	(53.8)
1,000人 以上	21	10	11	64,518	1,705	63,765.5	1,133.0	284.0	224.0	1,641.0	2.57	47.6
	(20)	(11)	(9)	(62,882)	(2,303)	(62,426.5)	(1,112.5)	(254.5)	(204.0)	(1,571.0)	(2.52)	(55.0)

- (注) 1. 算定基礎労働者数とは、常用労働者数と短時間労働者数（短時間労働者については1人を0.5人に相当）を合計した数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者である。
2. () 内は、令和5年6月1日現在の数値である。

第3表

障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

(令和6年6月1日現在)

区 分	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数							障害者数が 0人である 企業数
		0.5人 又は 1人	1.5人 又は 2人	2.5人 又は 3人	3.5人 又は 4人	4.5人 又は 5人	5.5人 又は 6人	6.5人 以上	
規模計	590	390	124	41	17	9	6	3	315
40人～43.5人未満	43	43	—	—	—	—	—	—	42
43.5人～100人未満	292	255	37	—	—	—	—	—	247
100人～300人未満	185	78	75	23	7	2	0	0	26
300人～500人未満	37	7	6	11	9	3	1	0	0
500人～1,000人未満	22	5	4	6	0	3	4	0	0
1,000人以上	11	2	2	1	1	1	1	3	0

- (注) 不足数とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

第4表

一般の民間企業における主な産業別障害者の雇用状況

(令和6年6月1日現在)

	企業数			① 常用 労働者数	② 短時間 労働者数	③ 算定基礎 労働者数	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害者の数	実雇用率 N ÷ ③ × 100	法定雇用 率達成企 業の割合
	達成	未達成										
計	1,165 (1,075)	575 (598)	590 (477)	213,318 (208,400)	12,437 (12,617)	209,224.5 (204,711.0)	3,008.0 (2,979.5)	1,019.0 (968.5)	913.5 (804.0)	4,940.5 (4,752.0)	2.36 (2.32)	49.4 (55.6)
											【2.41】	【46.0】
建設業	65 (57)	27 (26)	38 (31)	9,061 (8,619)	137 (142)	7,546.5 (7,191.0)	94.0 (101.0)	3.5 (2.5)	17.5 (13.0)	115.0 (116.5)	1.52 (1.62)	41.5 (45.6)
											【2.13】	【47.5】
製造業	419 (392)	197 (218)	222 (174)	93,978 (92,203)	1,911 (1,833)	94,537.5 (92,725.5)	1,389.5 (1,388.0)	399.0 (383.5)	299.5 (271.0)	2,088.0 (2,042.5)	2.21 (2.20)	47.0 (55.6)
											【2.37】	【51.9】
情報 通信業	24 (23)	6 (8)	18 (15)	8,900 (8,724)	48 (53)	8,924.0 (8,750.5)	138.0 (146.0)	10.0 (10.0)	30.5 (25.0)	178.5 (181.0)	2.00 (2.07)	25.0 (34.8)
											【1.98】	【26.8】
運輸・ 郵便業	67 (61)	36 (34)	31 (27)	12,228 (11,885)	508 (524)	9,981.0 (9,724.0)	166.0 (143.0)	19.5 (17.5)	28.0 (27.0)	213.5 (187.5)	2.14 (1.93)	53.7 (55.7)
											【2.45】	【52.6】
卸・ 小売業	158 (141)	60 (61)	98 (80)	22,445 (21,615)	2,673 (3,032)	23,740.5 (23,092.0)	239.0 (234.0)	179.5 (169.0)	89.0 (81.0)	507.5 (484.0)	2.14 (2.10)	38.0 (43.3)
											【2.28】	【36.7】
金融・ 保険業	18 (18)	10 (10)	8 (8)	5,972 (5,934)	72 (395)	6,008.0 (6,131.5)	108.0 (109.0)	2.0 (2.0)	13.5 (12.0)	123.5 (123.0)	2.06 (2.01)	55.6 (55.6)
											【2.36】	【34.6】
宿泊・ 飲食 サービス業	31 (26)	18 (16)	13 (10)	3,469 (3,194)	1,055 (833)	3,996.5 (3,610.5)	57.5 (61.5)	56.0 (48.0)	11.5 (14.0)	125.0 (123.5)	3.13 (3.42)	58.1 (61.5)
											【2.32】	【44.7】
生活関連 サービス ・娯楽業	22 (19)	10 (9)	12 (10)	3,056 (2,848)	439 (369)	3,275.5 (3,032.5)	37.0 (31.5)	33.5 (34.5)	12.0 (7.0)	82.5 (73.0)	2.52 (2.41)	45.5 (47.4)
											【2.50】	【40.8】
教育・学習 支援業	17 (16)	6 (7)	11 (9)	1,928 (1,888)	176 (189)	1,452.0 (1,462.5)	15.0 (14.0)	0.0 (1.0)	3.0 (3.0)	18.0 (18.0)	1.24 (1.23)	35.3 (43.8)
											【1.89】	【33.2】
医療・ 福祉	200 (190)	126 (133)	74 (57)	27,397 (27,047)	3,157 (3,013)	24,167.5 (23,786.5)	357.5 (359.5)	225.5 (215.0)	308.0 (264.0)	891.0 (838.5)	3.69 (3.53)	63.0 (70.0)
											【3.19】	【58.3】
複合 サービス事業	15 (15)	7 (8)	8 (7)	2,937 (3,014)	144 (139)	3,009.0 (3,083.5)	46.5 (44.5)	9.5 (7.5)	9.0 (7.0)	65.0 (59.0)	2.16 (1.91)	46.7 (53.3)
											【2.43】	【40.7】
サービス業	86 (78)	53 (52)	33 (26)	10,080 (9,876)	1,720 (1,602)	10,558.0 (10,359.5)	182.0 (177.5)	53.0 (53.0)	36.5 (30.0)	271.5 (260.5)	2.57 (2.51)	61.6 (66.7)
											【2.39】	【45.4】

- (注) 1. 算定基礎労働者数とは、常用労働者数と短時間労働者数（短時間労働者については1人を0.5人に相当）を合計した数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者である。
 2. ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。
 3. 【 】内は、令和6年6月1日現在の全国の数値である。

第5表

1 地方公共団体の状況（法定雇用率2.8%の機関）

（令和6年6月1日現在）

機 関 名	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注3)	③ 実雇用率	④ 不足数 (注4)	備 考
県機関・市町村合計	17857.5	465.5	2.61	33.0	
県機関合計	5223.0	140.0	2.68	5.0	
富山県知事部局	4806.5	129.0	2.68	5.0	特例認定(注5,6)
富山県警察本部	416.5	11.0	2.64	0.0	
市町村機関合計	12634.5	325.5	2.58	28.0	
富山市	2583.0	68.5	2.65	3.5	
高岡市	1302.0	38.5	2.96	0.0	
魚津市	437.0	9.0	2.06	3.0	特例認定(注5)
氷見市	415.5	10.0	2.41	1.0	(注6)
滑川市	312.5	8.0	2.56	0.0	特例認定(注5)
黒部市	821.0	22.0	2.68	0.0	
砺波市	958.5	26.0	2.71	0.0	特例認定(注5)
小矢部市	322.5	9.0	2.79	0.0	特例認定(注5)
南砺市	1096.5	20.5	1.87	9.5	特例認定(注5)
射水市	747.5	22.0	2.94	0.0	
上市町	465.5	14.5	3.11	0.0	特例認定(注5)
立山町	277.5	6.0	2.16	1.0	特例認定(注5,6)
入善町	181.0	5.5	3.04	0.0	
朝日町	341.5	7.0	2.05	2.0	
富山市教育委員会	839.0	18.0	2.15	5.0	
高岡市教育委員会	300.5	9.0	3.00	0.0	
氷見市教育委員会	97.0	3.0	3.09	0.0	
黒部市教育委員会	92.0	2.5	2.72	0.0	
射水市教育委員会	144.5	4.5	3.11	0.0	
入善町教育委員会	63.5	0.0	0.00	1.0	
富山市上下水道局	195.5	5.0	2.56	0.0	
高岡市上下水道局	83.0	3.0	3.61	0.0	
富山市立富山市病院	491.5	11.0	2.24	2.0	
富山地区広域圏事務組合	66.5	3.0	4.51	0.0	

2 地方公共団体の状況(法定雇用率 2.7%の機関)

(令和6年6月1日現在)

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	② 障害者の数(注3)	③ 実雇用率	④ 不足数(注4)	備 考
富山県教育委員会	6,792.5	158.0	2.33	25.0	

3 地方独立行政法人の状況(法定雇用率 2.8%の機関)

(令和6年6月1日現在)

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注2)	② 障害者の数(注3)	③ 実雇用率	④ 不足数(注4)	備 考
公立大学法人 富山県立大学	206.5	5.0	2.42	0.0	

【各表に関する注記】

- 注1 「地方公共団体」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 「地方独立行政法人」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者並びに精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 注3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員、重度身体障害者及び重度知的障害者並びに精神障害者である特定短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。ただし精神障害者である短時間勤務職員については、令和5年度より当分の間1人を1人としてカウントする。
- 注4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注5 「地方公共団体」の表における、「備考」欄の都道府県又は市町村の「特例認定」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定により、当該機関(B)に勤務する職員を当該機関(A)に勤務する職員とみなす特例が適用されているものである。

特例認定一覧(県知事部局・市町村)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
富山県知事部局	富山県企業局
魚津市	魚津市教育委員会
滑川市	滑川市教育委員会
砺波市	砺波市教育委員会
小矢部市	小矢部市教育委員会
南砺市	南砺市教育委員会
上市町	上市町教育委員会
立山町	立山町教育委員会

- 注6 富山県知事部局においては、11月1日時点において、障害者の数135.0人、実雇用率2.80%、不足数0.0人となっている。
水見市においては、10月1日時点において、障害者の数11.0人、実雇用率2.64%、不足数0.0人となっている。
立山町においては、7月1日時点において、障害者の数7.0人、実雇用率2.51%、不足数0.0人となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.5%
 - （40.0人以上規模の企業）
 - 特殊法人等 …………… 2.8%
 - 〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.8%
- （36.0人以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.7%
- （37.5人以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

詳細表

第1表 (1) 一般の民間企業における障害者雇用状況

	企業数			① 常用 労働者数	② 短時間 労働者数	③ 算定基礎 労働者数	身体障害者					知的障害者					精神障害者			N 障害者 の数	実雇用率 N÷③ ×100	法定雇用 率達成企 業の割合
	達成	未達成					A. 重度身体 障害者	B. 重度以外の 身体障害者	C. 重度身体 障害者 である 短時間 労働者	D. 重度以外 の身体 障害者 である 短時間 労働者	E. 重度身体 障害者 である 特定短時間 労働者	F. 重度知的 障害者	G. 重度以外 の知的 障害者	H. 重度知的 障害者 である 短時間 労働者	I. 重度以外 の知的 障害者 である 短時間 労働者	J. 重度知的 障害者 である 特定短時間 労働者	K. 精神 障害者	L. 精神 障害者 である 短時間 労働者	M. 精神 障害者 である 特定短時間 労働者			
令和6年	1,165	575	590	213,318	12,437	209,224.5	838	1,137	106	151	27	182	490	82	164	2	564	334	31	4,940.5	2.36	49.4
令和5年	(1,075)	(598)	(477)	(208,400)	(12,617)	(204,711.0)	(829)	(1,128)	(116)	(155)	—	(178)	(450)	(88)	(149)	—	(510)	(294)	—	4,752.0	(2.32)	(55.6)
令和6年 全国																					【2.41】	【46.0】

第2表 一般の民間企業における規模別障害者雇用状況

	企業数			① 常用 労働者数	② 短時間 労働者数	③ 算定基礎 労働者数	身体障害者					知的障害者					精神障害者			N 障害者 の数	実雇用率 N÷③ ×100	法定雇用 率達成企 業の割合
	達成	未達成					A. 重度身体 障害者	B. 重度以外 の身体 障害者	C. 重度身体 障害者 である 短時間 労働者	D. 重度以外 の身体 障害者 である 短時間 労働者	E. 重度身体 障害者 である 特定 短時間 労働者	F. 重度知的 障害者	G. 重度以外 の知的 障害者	H. 重度知的 障害者 である 短時間 労働者	I. 重度以外 の知的 障害者 である 短時間 労働者	J. 重度知的 障害者 である 特定 短時間 労働者	K. 精神 障害者	L. 精神 障害者 である 短時間 労働者	M. 精神 障害者 である 特定 短時間 労働者			
計	1,165	575	590	213,318	12,437	209,224.5	838	1,137	106	151	27	182	490	82	164	2	564	334	31	4,940.5	2.36	49.4
	(1,075)	(598)	(477)	(208,400)	(12,617)	(204,711.0)	(829)	(1,128)	(116)	(155)	—	(178)	(450)	(88)	(149)	—	(510)	(294)	—	(4,752.0)	(2.32)	(55.6)
40.0～ 43.5人未満	65	22	43	2,512	367	2,693.5	9	11	0	10	0	0	2	0	22	0	3	46	0	96.0	3.56	33.8
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43.5～ 100人未満	606	314	292	38,836	4,187	38,941.5	87	202	39	57	9	28	83	38	75	1	81	179	6	926.0	2.38	51.8
	(577)	(315)	(262)	(36,848)	(4,430)	(37,395.5)	(75)	(196)	(51)	(67)	—	(32)	(90)	(42)	(85)	—	(74)	(191)	—	(934.0)	(2.50)	(54.6)
100～ 300人未満	374	189	185	58,918	4,158	57,074.0	182	278	36	47	10	51	141	20	46	1	153	57	8	1,207.0	2.11	50.5
	(376)	(223)	(153)	(59,060)	(3,972)	(57,043.0)	(190)	(285)	(30)	(46)	—	(44)	(123)	(19)	(46)	—	(138)	(56)	—	(1,165.0)	(2.04)	(59.3)
300～ 500人未満	60	23	37	22,612	908	21,838.0	78	112	15	11	2	17	52	10	7	0	59	9	6	460.0	2.11	38.3
	(63)	(28)	(35)	(23,250)	(967)	(22,757.5)	(83)	(106)	(16)	(17)	—	(21)	(56)	(9)	(7)	—	(58)	(10)	—	(475.0)	(2.09)	(44.4)
500～ 1000人未満	39	17	22	25,922	1,112	24,912.0	122	139	8	8	4	27	56	8	6	0	73	17	5	610.5	2.45	43.6
	(39)	(21)	(18)	(26,360)	(945)	(25,088.5)	(127)	(151)	(13)	(8)	—	(25)	(50)	(9)	(6)	—	(57)	(16)	—	(607.0)	(2.42)	(53.8)
1,000人 以上	21	10	11	64,518	1,705	63,765.5	360	395	8	18	2	59	156	6	8	0	195	26	6	1,641.0	2.57	47.6
	(20)	(11)	(9)	(62,882)	(2,303)	(62,426.5)	(354)	(390)	(6)	(17)	—	(56)	(131)	(9)	(5)	—	(183)	(21)	—	(1,571.0)	(2.52)	(55.0)

- (注)
- 算定基礎労働者数とは、常用労働者数と短時間労働者数（短時間労働者については1人を0.5人に相当）を合計した数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者である。
 - N欄の障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計である。A欄の重度身体障害者及びF欄の重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントしている。また、C欄の重度身体障害者である短時間労働者、H欄の重度知的障害者である短時間労働者、については1人に相当するものとしている。D欄の重度以外の身体障害者である短時間労働者、E欄の重度身体障害者である特定短時間労働者、I欄の重度以外の知的障害者である短時間労働者、J欄の重度知的障害者である特定短時間労働者、L欄の精神障害者である短時間労働者、M欄の精神障害者である特定短時間労働者については1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。ただし、L欄の精神障害者である短時間労働者については令和5年度より当分の間1人を1人としてカウントする。
(A×2+B+C+D×0.5+E×0.5+F×2+G+H+I×0.5+J×0.5+K+L+M×0.5=N)
 - ()内は、令和5年6月1日現在の数値である

第4表 一般民間企業における主な産業別障害者雇用状況

	企業数			① 常用 労働者数	② 短時間 労働者数	③ 算定 基礎 労働者数	身体障害者					知的障害者					精神障害者			実雇用率 N÷③ ×100	法定雇用 率達成企 業の割合	
	達成	未達成					A. 重度 身体 障害者	B. 重度 以外の 身体 障害者	C. 重度身体 障害者 である 短時間 労働者	D. 重度 以外の 身体 障害者 である 短時間 労働者	E. 重度身体 障害者 である 特定 短時間 労働者	F. 重度知的 障害者	G. 重度 以外の 知的 障害者	H. 重度知的 障害者 である 短時間 労働者	I. 重度 以外の 知的 障害者 である 短時間 労働者	J. 重度知的 障害者 である 特定 短時間 労働者	K. 精神 障害者	L. 精神 障害者 である 短時間 労働者	M. 精神 障害者 である 特定 短時間 労働者			N. 障害者 の数
計	1,165 (1,075)	575 (598)	590 (477)	213,318 (208,400)	12,437 (12,617)	209,224.5 (204,711.0)	838 (829)	1,137 (1,128)	106 (116)	151 (155)	27 —	182 (178)	490 (450)	82 (88)	164 (149)	2 —	564 (510)	334 (294)	31 —	4,940.5 (4,752.0)	2.36 (2.32)	49.4 (55.6)
																				【2.41】	【46.0】	
建設業	65 (57)	27 (26)	38 (31)	9,061 (8,619)	137 (142)	7,546.5 (7,191.0)	19 (23)	50 (51)	4 (3)	4 (2)	0 —	1 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	0 —	15 (10)	2 (3)	1 —	115.0 (116.5)	1.52 (1.62)	41.5 (45.6)
																				【2.13】	【47.5】	
製造業	419 (392)	197 (218)	222 (174)	93,978 (92,203)	1,911 (1,833)	94,537.5 (92,725.5)	439 (438)	479 (489)	20 (12)	20 (22)	5 —	72 (73)	236 (221)	10 (11)	18 (11)	0 —	265 (235)	33 (36)	3 —	2,088.0 (2,042.5)	2.21 (2.20)	47.0 (55.6)
																				【2.37】	【51.9】	
情報 通信業	24 (23)	6 (8)	18 (15)	8,900 (8,724)	48 (53)	8,924.0 (8,750.5)	49 (52)	38 (40)	2 (2)	0 (0)	0 —	2 (2)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 —	25 (24)	5 (1)	1 —	178.5 (181.0)	2.00 (2.07)	25.0 (34.8)
																				【1.98】	【26.8】	
運輸・ 郵便業	67 (61)	36 (34)	31 (27)	12,228 (11,885)	508 (524)	9,981.0 (9,724.0)	44 (32)	74 (72)	1 (4)	6 (6)	0 —	0 (0)	17 (15)	2 (2)	1 (1)	0 —	22 (22)	5 (5)	2 —	213.5 (187.5)	2.14 (1.93)	53.7 (55.7)
																				【2.45】	【52.6】	
卸・ 小売業	158 (141)	60 (61)	98 (80)	22,445 (21,615)	2,673 (3,032)	23,740.5 (23,092.0)	55 (53)	105 (103)	13 (12)	19 (26)	3 —	43 (42)	76 (66)	10 (12)	14 (14)	1 —	67 (59)	21 (22)	2 —	507.5 (484.0)	2.14 (2.10)	38.0 (43.3)
																				【2.28】	【36.7】	
金融・ 保険業	18 (18)	10 (10)	8 (8)	5,972 (5,934)	72 (395)	6,008.0 (6,131.5)	30 (31)	43 (41)	3 (4)	3 (4)	1 —	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 —	11 (10)	2 (2)	1 —	123.5 (123.0)	2.06 (2.01)	55.6 (55.6)
																				【2.36】	【34.6】	
宿泊・ 飲食 サービス 業	31 (26)	18 (16)	13 (10)	3,469 (3,194)	1,055 (833)	3,996.5 (3,610.5)	12 (14)	26 (25)	5 (5)	4 (7)	1 —	15 (12)	17 (14)	7 (8)	4 (4)	0 —	9 (11)	2 (3)	1 —	125.0 (123.5)	3.13 (3.42)	58.1 (61.5)
																				【2.32】	【44.7】	
生活関連 サービス ・娯楽業	22 (19)	10 (9)	12 (10)	3,056 (2,848)	439 (369)	3,275.5 (3,032.5)	7 (4)	16 (18)	4 (4)	4 (3)	2 —	10 (10)	11 (11)	0 (1)	5 (5)	0 —	10 (6)	1 (1)	2 —	82.5 (73.0)	2.52 (2.41)	45.5 (47.4)
																				【2.50】	【40.8】	
教育・ 学習支援 業	17 (16)	6 (7)	11 (9)	1,928 (1,888)	176 (189)	1,452.0 (1,462.5)	5 (5)	4 (4)	1 (0)	0 (0)	0 —	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 —	1 (2)	2 (1)	0 —	18.0 (18.0)	1.24 (1.23)	35.3 (43.8)
																				【1.89】	【33.2】	
医療・ 福祉	200 (190)	126 (133)	74 (57)	27,397 (27,047)	3,157 (3,013)	24,167.5 (23,786.5)	71 (72)	137 (133)	42 (53)	63 (59)	10 —	27 (26)	67 (61)	47 (48)	115 (108)	0 —	64 (57)	241 (207)	6 —	891.0 (838.5)	3.69 (3.53)	63.0 (70.0)
																				【3.19】	【58.3】	
複合サー ビス事業	15 (15)	7 (8)	8 (7)	2,937 (3,014)	144 (139)	3,009.0 (3,083.5)	14 (13)	17 (16)	1 (1)	1 (3)	0 —	1 (1)	6 (5)	1 (0)	1 (1)	0 —	9 (7)	0 (0)	0 —	65.0 (59.0)	2.16 (1.91)	46.7 (53.3)
																				【2.43】	【40.7】	
サービス業	86 (78)	53 (52)	33 (26)	10,080 (9,876)	1,720 (1,602)	10,558.0 (10,359.5)	45 (46)	71 (63)	9 (13)	19 (19)	5 —	4 (5)	38 (36)	5 (5)	3 (4)	1 —	26 (25)	6 (5)	9 —	271.5 (260.5)	2.57 (2.51)	61.6 (66.7)
																				【2.39】	【45.4】	